

令和 年 月 日

鹿児島市長 殿

法人名
代表者名

〇〇〇補助金に係る財産処分申請書

〇〇〇補助金に係る財産処分について、「鹿児島市補助金等交付規則」（平成9年2月12日規則第10号）第23条の規定に基づき申請します。

記

1 処分の内容

| 補助事業者 | | 施設名 | | 所在地 | |
|-------|------|------|--------------------|---------|-------|
| | | | | | |
| 施設種別 | | 建物構造 | 処分に係る建物延面積 | | 建物延面積 |
| | | | | | |
| 補助金額 | | 総事業費 | 補助年度 | 処分制限期間 | 経過年数 |
| | | | | | |
| 処分区分 | 処分内容 | | | 処分予定年月日 | |
| | | | | | |
| 譲渡予定額 | | 評価額 | 評価額の算定方法 | | |
| — | | — | 定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額 | | |

2 経緯及び処分の理由

3 添付書類

- ・対象施設の図面（補助対象部分、処分前後の面積を明記したもの）及び写真
- ・補助金交付決定通知書及び確定通知書
- ・その他参考となる資料

記入要領

1 処分の内容

- (1) 「建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造、木造等を記入すること。
- (2) 建物の一部を処分する場合、「建物延面積」、「補助金額」欄には、二段書きで上段に建物全体に係る面積・金額を、下段に（ ）書きで処分に係る部分の面積・金額を記入すること。
- (3) 「処分制限期間」は、平成20年7月11日厚生労働省告示第384号「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件」に定められているため、市に確認の上記入すること。
- (4) 「経過年数」は、補助対象財産を取得し、事業の用に供した日から起算し、事業の用に供しなくなった日までの期間を1年未満切捨てて記入すること。
- (5) 「処分区分」欄には、以下のいずれかを記入すること。

転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。使用を止めた後、長期に渡って他の目的にも使用しない場合を含む。

譲渡：補助対象財産の所有者の変更。

交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。なお、設備の故障時の業者による引取りは、交換でなく廃棄に当たる。

貸付：補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。

取壊し：補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと。

廃棄：補助対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること。

抵当権設定：補助対象財産に抵当権を設定すること。

- (6) 「処分内容」欄には、次の例のように簡潔に記入すること。

例：○○施設を□□施設（定員○名）に転用。

○○施設の一部を転用し、○○施設（定員○名）と□□施設（定員○名）に変更。

○○施設の余裕部分（○○室）を□□事業を行う場所に転用。

社会福祉法人○○に有償（無償）で譲渡し、同一事業・定員で継続。

○○設備が故障し、修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

- (7) 「譲渡予定額」、「評価額」、「評価額の算定方法」欄は、有償で譲渡する場合のみ記入すること。また、「評価額」欄には不動産鑑定額又は残存簿価（減価償却後の額）を記入し、「評価額の算定方法」欄は当該評価額の算出方法のいずれかを○で囲むこと。

2 経緯及び処分の理由

処分するに至った経緯と理由を簡潔に記入すること。

3 添付書類

- (1) 対象施設の全部を譲渡又は貸し付ける場合は、対象施設の図面及び写真は添付しなくても構わない。
- (2) 補助対象工事完了の検査済証、備品納品書、補助対象施設の事業廃止を証明する資料など、経過年数を確認できる資料の写しを必ず添付すること。
- (3) その他参考となる資料については、市から指示のあった資料のほか、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

記入例

令和〇年〇月〇日

鹿児島市長 殿

処分予定の財産に係る補助金名を記載

法人名 社会福祉法人 〇〇

代表者名 理事長 〇〇 〇〇

鹿児島市社会福祉施設建設費等補助金に係る財産処分申請書

鹿児島市社会福祉施設建設費等補助金に係る財産処分について、「鹿児島市補助金等交付規則」（平成9年2月12日規則第10号）第23条の規定に基づき申請します。

記

1 処分の内容

| 補助事業者 | 施設名 | | 所在地 | |
|---------------|-----------------|-------------------------|-------------------------|------|
| 社会福祉法人 〇〇〇 | 〇〇〇保育園 | | 鹿児島市〇〇町〇〇番〇〇号 | |
| 施設種別 | 建物構造 | 処分に係る建物延面積 | 建物延面積 | |
| 保育所 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 | 1,234.56 m ² | 1,234.56 m ² | |
| 補助金額 | 総事業費 | 補助年度 | 処分制限期間 | 経過年数 |
| 123,456,000 円 | 1,234,567,789 円 | 平成〇〇年度 | 〇〇年 | 〇〇年 |
| 処分区分 | 処分内容 | | 処分予定年月日 | |
| 取壊し | 老朽改築に伴う園舎の取壊し | | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 | |
| 譲渡予定額 | 評価額 | 評価額の算定方法 | | |
| 123,456,789 円 | 123,456,789 円 | 定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額 | | |

2 経緯及び処分の理由

当該建物は補助事業により、平成〇〇年に建築されたものである。入所児童の安全確保及び保育環境の改善を図ることを目的として令和〇〇年〇〇月〇〇日に老朽改築整備に伴い、当該建物の取壊しを行う予定である。

3 添付書類

- 対象施設の図面（補助対象部分、処分前後の面積を明記したもの）及び写真
- 補助金交付決定通知書及び確定通知書
- その他参考となる資料